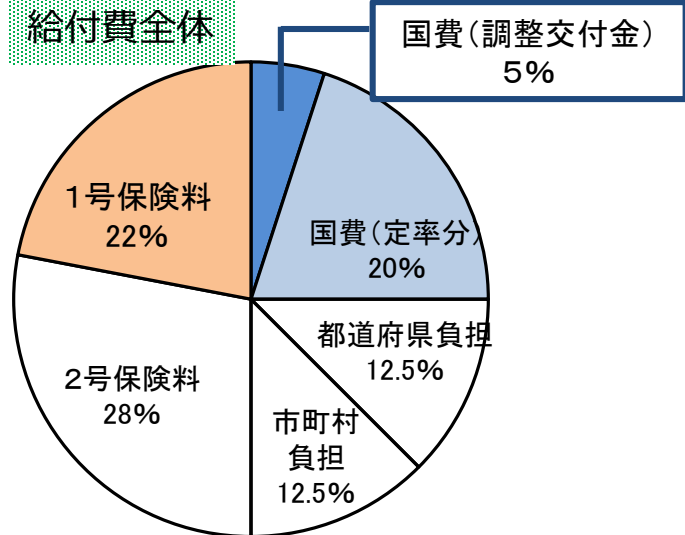


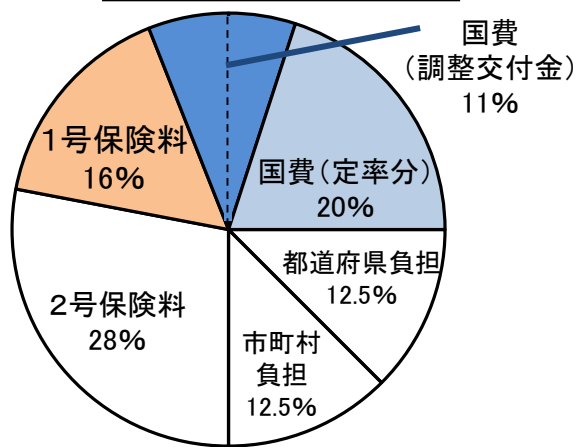
国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「**後期高齢者比率が高いことによる給付増**」と、「**被保険者の所得水準が低いことによる収入減**」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

給付費全体



A町

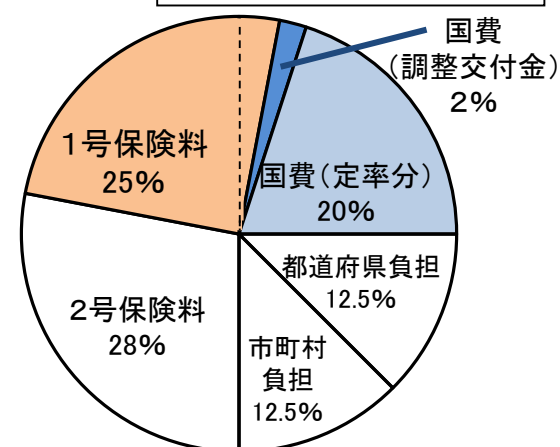
後期高齢者が多い
低所得の高齢者が多い



※調整交付金を多く交付し保険料を軽減

B市

後期高齢者が少ない
低所得の高齢者が少ない



※調整交付金を少なく交付し保険料を上昇

現行の交付基準

1. 後期高齢者と前期高齢者の比率

前期高齢者と後期高齢者では、要介護認定を受ける割合が大きく異なるため、市町村間の**前期高齢者・後期高齢者の比率**を調整

- ・前期高齢者(65～74歳以上): 認定率約4.4%
- ・後期高齢者(75歳以上): 認定率約32.7%

※ 後期高齢者の構成割合が大きい→給付費が増大→調整しなければ、保険料が上昇

2. 被保険者の所得水準

高齢者の所得水準が相対的に低い市町村では、所得水準が高い市町村に比べて、同じ所得の人であっても保険料は高くなるため、こうした所得格差を調整。

見直し後の交付基準

平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化。また、激変緩和措置として、第7期計画期間(平成30年度～平成32年度)においては、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。

※所得水準は現行の調整方法を維持

従来: 2区分

①65～74歳 × ②75歳以上

見直し後: 3区分

①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上

第7期計画期間は
2区分と3区分を
1/2ずつ組み
合わせ

(参考)介護保険制度の財政調整について

○まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版（平成27年12月24日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（２）地方への新しいひとの流れをつくる

（ウ）地方移住の推進

③ 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の導入に向け、2015年2月より有識者や関係省庁が参画する「日本版CCRC構想有識者会議」を開催し、同年12月に「最終報告」が取りまとめられたところである。この「最終報告」を踏まえ、2015年度中に関係省庁が連携して地方公共団体の事業具体化に向けた取組を支援するチームを立ち上げ、地方公共団体の取組を一層円滑に進め、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向け取り組んでいく。また、介護保険制度における調整交付金の在り方について検討する。高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。